

大和市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

大和市長 大木 哲

大和市条例第9号

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係の表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大和市個人情報保護条例の一部改正）

2 大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第38条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

（大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正）

3 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。